

興福寺蔵「興福寺維摩会料当国不足米餅等定案」紙背文書

「興福寺維摩会料当国不足米餅等定案」の体裁は次の如くである。袋綴、寸法 30×29cm 料紙楮紙、(反古裏)、紙数15枚(本紙のみ、表紙別)、表紙後補、「興福寺印」の方朱印あり。本書の内容は興福寺領から差出すべき維摩会料米餅等の員数を各庄園別に書上げると共に、その収納状況を記したものである。これによつて「三大会」の一つたる興福寺維摩会の費用等の徴集方法の一端が知られるのみでなく、一種の興福寺領庄園目録としても役立つ得るものである。本書が書かれたのは次の奥書によつても知られる如く、弘安八年のことである。

「弘安八年五月廿日書写之畢、以朝忍之本令交合相伝之本、被食虫之故也

都 維 那 (花押)

しかし本書の内容は、右の奥書からも知られるように、弘安八年よりかなり以前の状態を示すものようである。本文の終りには「自和銅七年至正治二年四百八十五年也」と記されており、本書の底本が書かれたのは少くともこの正治二年(1191)以前のことである。又本文中にも建久五年(1194)、同六年(1195)のことを記している箇所が見られる。従つて本書の底本が成立したのは建久六年乃至正治二年の間で、この内容もその頃の状態を表しているものと考えられる。

次に本書の紙背文書について述べる。紙背文書15通の中で、年月日

「興福寺維摩会料当国不足米餅等定案」紙背文書

の明記されているのは第十一紙の弘安六年三月廿五日秋季御八講進物送状一通のみである。しかし本書の書写は前述の如く弘安八年五月廿日であるから、紙背文書の年代は当然それ以前に属することになる。恐らくは弘安年間乃至それを若干溯る位の年代と考えてよいのであらう。

第一、二、三、十五紙の四通は博奕の一種「四一半」に関する文書である。中でも特に第二、三、十五紙の三通は四一半に際しての借錢の催促に関する相論文書で、訴訟としては雑務沙汰に属するものである。この訴訟は興福寺に於て裁かれたもののようであるが、鎌倉幕府のものもとより、他の機関におけるものであつても、鎌倉時代の雑務沙汰関係文書は他の訴訟関係文書(所務沙汰、検断沙汰)とは異り、残存例は極めて乏しいのが現状である。それ故これ等は数少ない雑務沙汰関係文書の一つとして重要な史料と言えよう。第一紙は又一乗院漆工の座に関する文書でもある。第二、三紙にはそれぞれ「同宿之上、依為一和尚触遣子細之処」、「同宿上、依為当山一和上、以書状度々触遣子細之処」とあるが、これは当時の寺院内部の組織を知る上に一つの手懸りともなるであろう。しかもこれ等は第十五紙の文書と共に、当時の僧侶の生活の一面を具体的に示してくれるものである。又第十四紙は為替の史料である。

件竟能於中川打四一半之時取実豪下人徳寿太郎借錢打入之畢則任借

書之旨度度雖令催促件錢於都以不致弁之間同宿上依為當山一和上以

書狀度々觸遣子細之処令存知子細歟之間不及一言返答隨無教訓之儀

歟爰徳寿太郎不慮令死去畢彼子息等歎申之間執沙汰之処所從下郎云

事不存知者也然者散々申狀謀計故歟凡本人死去之後寄事於謀計如此

令申歟非無疑就中相論之法以証文為先償借物者世上法也何乍為書

可令遁避哉猛惑至也次宗

(中欠) (以下下段)

書十余通在之 年預 封入令取置之畢有御手

者也者早任道理為蒙 仍披陳言上如件

(第四紙) 持繼書狀(前欠) 二月十日

(前欠)

有縁之山水及候其外を可被差之由内々可有御申候西南院御事重

可被申伝候者勝願院へ可有御申候歟是ハ所存之分を申〇条々可然之

様可有御計候於御上洛者いかさ〇にも可然候ぬと存候大輔法橋をも

御上洛〇時為御談合可進候ハ、可随仰候又 御教書も成候奉行も返

留候て御沙汰候者十七口ニハ必愚身も京都へ可参合候此等之条々御

計候て且御沙汰候へく候且為 蒙仰〇令申候 抑且大明神之御領

候且 御方重恩未代までも可申伝之由申候へと一庄申候也諸事期

二月十日

琳賢御房

持繼(花押)

(奥端宛書)

切封

琳賢御房

持繼

(第五紙) 持繼書狀断簡(後欠) (或は第四紙に続くか)

常令申候之間 申候き恐入候

重以脚力令申候就衆徒之僉議状不被成下 殿下御教書候之間讚岐法

橋自京都立返参申候云々此条一庄歎申候て 勝願院殿御方へ申上候

状案為御意得相副具書令進之候此事無御秘計候者難入眼候歟御忿々

雖被推察候当庄存否大略今度ニ候之間不顧無心如此令申候若未讚岐

法橋候者御談合候て乍恐相共ニ可御吹拳候之様を計御申候哉 次十

五日以降の御上洛以前ニ縦奉行雖開東下向候忿御上洛候て頭人御方

ニ御参候て 奉行を可待否ハ可依傍例候若奉行 替候ハ

和田殿 殿は (以下欠)

(第六紙) 包紙

(宛書)

琳賢專当御房

切封

(第七紙) 泉木津両木屋預并木守等申状(九月十二日)

いもあらひのをりかみちんし申て候よし承候未たれへもくたし給へ
らす候いかやうに候やらん大明神も大隅塚事成就住て御悦と承候付
之候てはいそぎ此船お給返せられ候て浮橋渡にひき候へく候此船給
返候いてハ大明神御帰坐候とも浮橋ハ御事決定かけ候へく候早々御
沙候ていそぎ船を給返し給へく候

九月十二日

泉木津両木屋預等

并木守等上

□^(塚カ)当御房

(第八紙) 礼紙書

逐申

うり二籠給候了御志之至返く為悦無極候く于今く悦入
候く恐々謹言

(第九紙) 礼紙書

追申

来月四五日之比又御殿人可給候也恐々謹言

(第十紙) 入調舞注文(折紙)

入調舞

左 右

案摩二舞

団乱施 古鳥蒸

蕨合 進走禿

万秋楽 皇仁

散手 貴徳

大平楽 狛粹

抜頭 納蘊利

(第十一紙) 秋季御八講進物送状(弘安六年三月廿五日)

奉送 秋季御八講進物事

合三十五前加上下定

右奉送如件

弘安六年三月廿五日

上座法眼禅舜

(第十二紙) 左衛門尉某書状(六月廿三日)

御上洛之時入見參候委細申承候之条悦存候向後者細々蒙仰可令申候
也兼又成功用途且五十貫文を用意候五十貫文御請取に人夫あいそ多
て可給候其後無御音信候之間態以飛脚令申候毎事期御上洛之時候恐
々謹言

六月廿三日

琳賢御房

左衛門尉□(花押)

(第十三紙) 某書状(後欠)

當年長講會米未□□內且三千余疋運送□由庄官參中候即□進之候納所琳賢無□違候哉隨御下知可□進濟之由仰含候也所□然可究濟之由殊尋沙汰□恐々謹言

(以下欠)

(第十四紙) 照蓮書狀(九月十二日)

會米事其後又四五貫到來候聞伝て替錢ニ可取之由□人ノ候但先々ニこりはて候又夜々怖畏候之由歟申候誠其謂候明日なと御下向候ハ即可持下之由可下知候今一兩日も延引候ハ愷御留守に請之彼請取な□□御辺候ハ可被成返抄候歟人々の返答もむつかしく候又とく手をはなちたく候由申候能様可令相計給候恐々謹言

九月十二日

照 蓮

(宛書欠カ)

(第十五紙) 覺能言上狀(折紙)

住侶覺能謹言上

被停止寺僧実豪覺門房□道沙汰令安堵子細事

者去四月比以使者実豪申云□^(紙カ)事可返給云々存外之間以誰

請乎之由相尋之処使者申云以□□^(紙カ)辺住人為縁覺門

房之錢借用之□□之十郎男爾令持之取畢云々重尋□□大寺住

入者誰仁乎之由問答之処令□□知之由罷歸畢其後使者重来云

□□年比覺門房之所從十郎男之四一□□錢於印禪房令借用而

十郎男死□□覺門房之沙汰所令譴責也早□□也借書在之即

「興福寺維摩公料当国不足米餅等定案」紙背文書

案文書遣之可□□此条先後相違申狀也初度者覺□□於借用

者十郎之錢於□□借錢之

(中欠カ) (以下下段)

雖然度々被責問難堪之由返答仕罷過之処今月廿八日差遣兩□^(度)使者令尋責之間返答申云所詮私問答不事行之上者早令言上子細於 院家可糺謀計之実否之旨令申畢者早被召尋子細於実豪欲明謀略之有無造意之趣無跡形事也凡覺能無一年十代之疇叟者不營東作之世業之一粒半錢之財貯者無西収之余資依何被阿党哉胸臆之謀略也奸惡之太敷難堪之子細也唯仰繚素之監察者也庭弱之山僧為威勢之徒衆於被蔑如者雖一日片時難安堵者也然者非院家之御糺定者争令決謀計之有無乎仍愁吟之余乍恐粗言上如上件